

外務省の国際協力NGOと の連携に関する施策

令和4年8月

外務省国際協力局民間援助連携室

NGO (Non-Governmental Organization) は開発協力の重要な担い手

開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)における言及

●市民社会との連携

「開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO／市民社会組織(CSO)、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSOとの連携を戦略的に強化する。…」

NGOとの連携により目指すもの

① 幅広い国民の参加による国際協力の実現

→市民社会による国際協力の代表格であるNGOの活動を支援し、日本の「顔の見える協力」を推進する。

② 我が国ODAのより効果的・効率的な実施

→NGOの事業を支援するとともにNGOの知見を活用することで、政府間の二国間援助の届かない住民ニーズに寄り添う、より効果的・効率的なODAの実施を目指す。

課題

国民のNGOに対する認識が広まっておらず、欧米NGOに比較し、財政面・組織面で脆弱。

【データ】主なNGOの規模比較 (2020年度。年度の期間は団体規定による。)(出典:団体HP及び会計報告書)

日本の主なNGO	財政規模	スタッフ数	欧米の主なNGO	財政規模	スタッフ数
ピースウィンズ・ジャパン	約46億円	約420人	ワールド・ビジョン・インターナショナル(本部:米)	約27億ドル(約2,970億円)	約34,000人
難民を助ける会	約21億円	約400人	セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル(本部:英)	約22億ドル(約2,420億円)	約25,000人
オイスカ	約8億円	約90人	国境なき医師団インターナショナル(本部:スイス)	約19億ユーロ(約2,510億円)	約65,000人

外務省のNGO連携・3本の柱

1. 資金面での協力

- **日本NGO連携無償(N連)**: 日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済・社会開発事業に対する資金協力。
- **ジャパン・プラットフォーム(JPF)**: 日本のNGOの迅速・効果的な緊急人道支援活動を可能とするため、NGO、経済界、政府が協力する枠組み。外務省は無償資金協力予算から資金協力。
- **NGO事業補助金**: 事業の事前調査、事後のフォローアップ、国内でのネットワーク作り等を支援。

この他、日本のNGO等が企画した開発途上国・地域への技術協力活動を支援するため、JICAが**JICA草の根技術協力**を実施。

2. 能力向上プログラム(活動環境整備支援事業)

- **NGO相談員**: 国際協力やNGOに関するNGO団体や一般市民等からの照会や相談に対応。全国15団体に委嘱。
- **NGO研究会**: NGOが取り組むべき課題をテーマとしたワークショップ等を開催。
- **NGOスタディ・プログラム**: NGOの中堅職員が国内外NGO等で研修。
- **NGOインターン・プログラム**: NGOに若手人材育成を委託し、NGO活動に携わる人材の門戸の拡大を図る。

3. 対話

- **NGO・外務省定期協議会**: NGOと外務省との定期的、公式な意見交換の場(原則年7回開催)。
 - ・全体会議
 - ・ODA政策協議会
 - ・連携推進委員会

日本NGO連携無償資金協力(N連)

概要 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に外務省が資金協力を行うもの。

支援対象 特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人(一般社団／財団法人、または公益社団／財団法人)

支援期間 原則1年以内(「国際協力における重点課題」該当案件(下記注)は最大3年)

- 支援内容**
- ① **開発協力事業**
現地で実施する学校建設、医療機材供与等草の根レベルに直接裨益する開発協力事業(限度額:原則5,000万円(下記注))。
 - ② **NGOパートナーシップ事業**
日本国内外の他のNGOと連携・協働して実施する開発協力事業(限度額:原則5,000万円(下記注))。
 - ③ **リサイクル物資輸送事業**
中古物品等(消防車、救急車、学校用机椅子等)を現地のNGO、地方公共団体等に贈与(限度額:1,000万円)。
 - ④ **災害等復旧・復興支援事業**
大規模な紛争や自然災害後の復旧／復興段階の人道支援活動(限度額:1億円)。
 - ⑤ **地雷・不発弾関係事業**
地雷・不発弾除去に関する技術指導、犠牲者支援、地雷回避教育等(限度額:1億円)。
 - ⑥ **マイクロクレジット原資事業**
現地の貧困層の人々に少額・無担保の貸付を行う事業(限度額:2,000万円)。
 - ⑦ **平和構築事業**
主に紛争後の国・地域において行う、元兵士の社会復帰や和解、相互信頼醸成事業(限度額:原則5,000万円(下記注))。

注:「国際協力における重点課題」案件

次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、1年を超える事業期間(最大3年)、1億円を超える供与限度額(1年あたり最大1億円)、一般管理費(最大15%)の計上が認められる。

- ・アジアにおける貧困削減に資する事業(社会経済基盤開発、保健・医療、教育を含む)
- ・小島しょ国における脆弱性の克服に対する支援
- ・アフリカにおける「質の高い成長」や「人間の安全保障」の推進に資する事業
- ・中東・北アフリカの生活向上・改革支援
- ・中南米における格差是正(保健、教育、人材育成)や防災・環境保全事業
- ・平和構築事業(特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、イラク、ケニア、南スーダン)
- ・地雷・不発弾関係事業

実績 計74か国・1地域で1,725件の事業を支援。供与総額約619億円(平成14年度～令和3年度)。令和3年度は、計35か国・1地域にて51団体による96件の事業に対し合計約57億円を供与。

日本NGO連携無償資金協力における一般管理費の引き上げ

「ODAに関する有識者懇談会」提言

- 外務省は、限られた予算の中で、ODAをこれまで以上に効率的かつ効果的に活用していく観点から、河野外務大臣(当時)の下で、平成30年7月から計4回にわたり、「ODAに関する有識者懇談会」を開催。
- NGOが実施するODA事業について、現行の5%の一般管理費比率では間接費として不十分であり、団体側の「持ち出し」による財務状況の悪化についての問題が指摘され、**15%を一つの目安として引き上げを検討すべきとの提言**がなされた。

日本NGO連携無償資金協力(N連)における一般管理費とは

- 当該N連事業に直接的に関係しない経費であって、同事業を実施する上での前提として、**NGO自身が活動を継続・維持していくために必要な経費**(いわゆる「足腰予算」)

* 例: 役員報酬、職員給与手当、法定福利費、通信交通費、広告宣伝費等



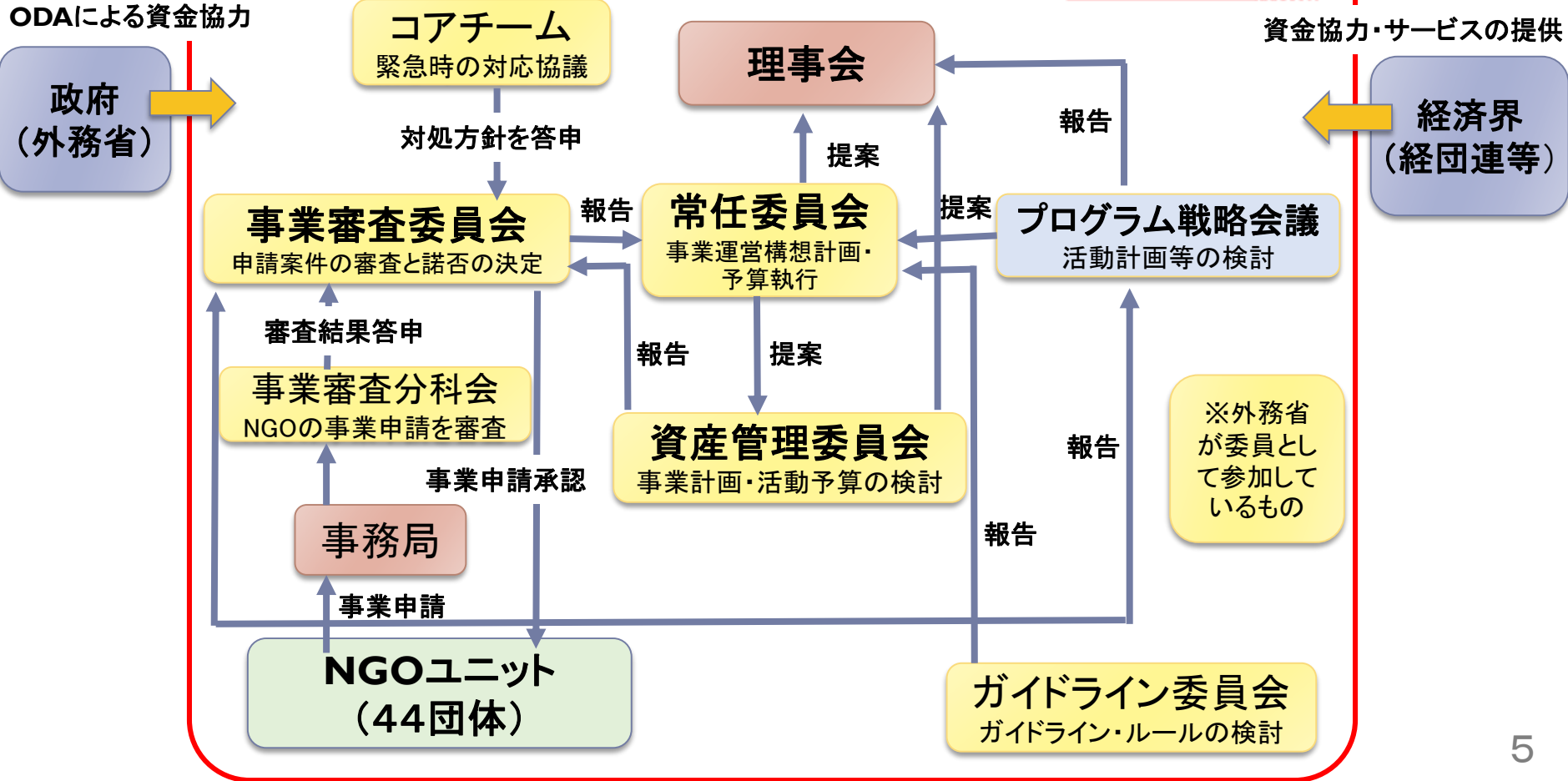
令和元年度からN連における一般管理費の割合をそれまでの5%から最大15%まで引き上げ
また、令和元年度補正予算からJPFにおける一般管理費の割合を同様に最大15%まで引き上げ。

引き上げの適用比率	事前の条件	事後の検証
10%	特段の条件なし	引き上げ後3年間の政府資金以外の収入が、引き上げ以前の3年間の平均より拡大しているか
15%	過去3年間の政府資金以外の収入が経常収益に占める比率の平均が50%以上であること	引き上げ後3年間の政府資金以外の収入が、一般管理費の増加分以上に拡大しているか

ジャパン・プラットフォーム (JPF)

- 日本のNGOが迅速・効果的な緊急人道支援活動を行うことを可能とするため、NGO、経済界、及び政府が協力する枠組み(平成12年8月設立)。資金源は政府資金(ODA)及び民間資金。
- 令和4年6月現在で44団体のNGO(公益財団法人またはNPO法人)が加盟。
- 政府資金(ODA)事業は、JPF(事業審査委員会)の承認に加え、政府の最終承認が必要。

JPF概念図



ジャパン・プラットフォーム(JPF)

- ・実績:2000(平成12)年に発足以来、1,832事業、54の国と地域を対象に人道支援活動を展開。JPFに対する政府資金供与総額約639億円。
- ・令和3年度は、20団体による94件、合計約35億円の政府資金事業を実施。

最近の主な海外における人道支援

長期化しつつある人道支援

イラク・シリア人道危機対応支援

パレスチナ・ガザ人道危機対応支援

南スーダン難民緊急支援

ミャンマー避難民人道支援

アフガニスタン人道危機対応支援

イエメン人道危機対応支援

令和3年度に新たに発生した紛争・災害に対する主な人道支援

ウクライナ人道危機対応支援

アフリカ南東部サイクロン被災者支援

フィリピン台風ライ被災者支援

ハイチ地震2021被災者支援

ミャンマー避難民キャンプ大規模火災緊急対応

モザンビーク北部人道危機対応

ガザ地区人道危機緊急対応

サイクロン・セロージャ被災者支援

国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）

概要 日本のNGOが開発途上国で実施するプロジェクト調査事業及び国内外における国際協力関連事業について、総事業費の1/2及び200万円を限度に資金面から支援するもの。

支援対象 特定非営利活動法人（NPO法人）、公益社団／財団法人、又は一般社団／財団法人

支援期間 1年以内（交付決定のあった年度内に終了する必要あり）

支援内容 ①プロジェクト調査事業

NGO自らが実施主体となって行う開発協力事業の案件発掘・形成を目的とした企画・調査、及びNGO自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動。

②国内における国際協力関連事業

NGOが日本国内において実施する開発協力支援事業、及びNGOの国際協力の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等の実施及び参加等。

③海外における国際協力関連事業

NGOが海外において実施又は参加する、NGOの国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等。

実績 計124の団体による462件の事業を支援。補助総額約11.4億円（平成14～令和3年度）。令和3年度は、6団体による6件、合計約655万円を供与。

外務省のNGO活動環境整備支援事業

能力向上プログラム

NGO相談員

市民やNGO関係者による照会や相談の対応、国際協力に関する講演やワークショップ等の出張サービスの実施を通じ、国民のNGO活動についての理解の促進を図り、活動環境の整備やNGOの組織能力向上を図る。

平成11年度開始
令和4年度：予算4,300万円

NGOスタディ・プログラム

NGOの中堅職員が国内外NGO等で研修し、その成果を団体やODAを含む国際協力に報告・還元することでNGOの能力強化を目指す。

平成19年度開始
令和4年度：予算1,180万円

NGOインターン・プログラム

NGOに若手人材育成を委託し、NGO活動に携わる人材の育成を支援し、もってNGOによる国際協力の重層化やODAとの連携強化を目指す。

平成22年度開始
令和4年度：予算2,090万円

NGOによるテーマ別能力向上プログラム (NGO研究会)

特定の開発分野、他セクターとの連携等、NGOが取り組むべき課題をテーマとして専門性や事業実施能力向上を目的とするワークショップ等をNGO自身が企画・運営。

平成13年度開始
令和4年度：予算820万円

NGOの能力強化

組織力強化

事業実施能力向上

人材育成

NGO・外務省定期協議会

- ODAに関する情報提供やNGOとの連携における改善策などについて定期的に意見交換する場として平成8年に設置。2002年(平成14年)以降、全体会議に加え、2つの小委員会(ODA政策協議会及び連携推進委員会)を設置。
- 外務省のNGO連携・支援策の3つの柱(注)の1つである「対話」の位置付け。
(注)①NGOの事業に対する資金協力、②NGOの能力向上支援(組織強化、人材育成など)、③NGOとの対話。

全体会議

- ・ 各小委員会での協議事項の確認及びそれを踏まえた意見交換等。
- ・ 原則年1回開催。
- ・ 各小委員会のコアメンバー及びオブザーバーが参加。

小委員会

■ ODA政策協議会

- ・ ODA政策全般に関する意見交換。
- ・ 原則年3回開催。
- ・ 主にアドボカシー系NGO(環境、人権関連等)が対象。NGO側事務局はODA政策協議会コーディネーター。

■ 連携推進委員会

- ・ 外務省によるNGO連携・支援策に関する意見交換。
- ・ 原則年3回開催。
- ・ ネットワーク型及び開発事業型NGOが対象。NGO側事務局は関西NGO協議会。

ウクライナ人道支援

- 3月11日、日本政府は、ウクライナ及び周辺国において国難に直面するウクライナの人々に対する人道支援として、1億ドルの緊急人道支援を実施することを決定。同支援は、2月27日に岸田総理が表明した緊急人道支援を具体化するものであり、ウクライナ及び周辺国のポーランド、ハンガリー、モルドバ、スロバキア、ルーマニアに対して6つの国際機関を通じて、また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）経由で日本のNGOを通じて、一時的避難施設、保健・医療、水・衛生、食料、子どもの保護といった緊急性の高い分野で人道支援を実施するもの。なお、JPF経由で日本のNGOには、保護・医療、食料、生活必需品、水・衛生、シェルター、避難民等の保護の分野に1,410万ドル（約15億円）が振り向けられた。
- 4月5日、日本政府は、ウクライナ及び周辺国において国難に直面するウクライナの人々に対する人道支援として、1億ドルの緊急人道支援を実施することを決定。同支援は、3月24日に岸田総理が表明した追加的緊急人道支援を具体化するものであり、ウクライナ及び周辺国のモルドバ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア、チェコに対して9つの国際機関を通じて、また、JPF経由で日本のNGOを通じて、保健・医療、食料・食料安全保障、避難民の保護といった緊急性の高い分野で人道支援を実施するもの。なお、JPF経由で日本のNGOには、保健・医療、食料、生活必需品、水・衛生、一時的避難施設、保護（心理社会的支援）、教育（地雷回避教育等）の分野に1,850万ドル（約20億円）が振り向けられた。